

大田市告示第 1 3 2 号の 5

大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 1 日

大田市長 楫 野 弘 和

大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 7 条第 2 号の規定により、島根県建築物耐震改修促進計画に記載されることで、耐震診断結果の報告が義務付けられた民間の通行障害既存耐震不適格建築物であるものについて、当該建築物の耐震改修、建替え又は除却（以下「耐震改修等」という。）に要する費用を補助することにより、建築物の耐震化を促進することを目的とし、その交付については、大田市補助金等交付規則（平成 1 7 年大田市規則第 4 5 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 1 8 年国土交通省告示第 1 8 4 号）の別添第 1 「建築物の耐震診断の指針」に示す方法により建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 2 8 号）第 5 条第 1 項各号に規定するいずれかの者が行う地震に対する建築物の安全性の評価をいう。
- (2) 第三者判定機関 島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 2 6 年島根県規則第 4 2 号）第 3 条第 1 号に規定する機関をいう。
- (3) 緊急輸送道路 島根県建築物耐震改修促進計画において、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号又は第 6 条第 3 項第 1 号の規定に基づく

道路として指定した道路をいう。

(4) 通行障害既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第5条第3項第2号又は同法第6条第3項第1号に規定する建築物をいう。

(5) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第7条各号に規定する要安全確認計画記載建築物をいう。

(6) 補助事業者 要安全確認計画記載建築物耐震診断補助事業による補助金の交付を受けて耐震改修等を行う要安全確認計画記載建築物の所有者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次条に規定する建築物の所有者で市税を滞納していない者とする。この場合において、共有名義の建築物にあつては、共有者全員の合意により選出された者とする。

(補助対象建築物及び事業要件)

第4条 この事業は次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 対象となる建築物が、緊急輸送道路に接する敷地に建築された通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）であること。

(2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。

(3) 耐震改修については、その耐震改修計画が地震に対して安全な構造であることを第三者判定機関が判定したものであること。（除却する場合を除く。）

(4) 交付申請書の提出日の属する年度内に完了するものであること。

(補助対象事業費及び補助金の額)

第5条 耐震改修等に要する費用は次に定める額を限度とする。

(1) 住宅（マンションを除く。）の耐震改修工事費は、34,100円/m²にその部分の面積を乗じた額

(2) マンションの耐震改修工事費は、50,200円/m²（耐震診断の結果、I_s（構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は55,200円）にその部分の面積を乗じた額

(3) 建築物の耐震改修工事費は、51,200円/m²（耐震診断の結果、I_s（構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は56,30

0円)にその部分の面積を乗じた額

(4) 建替え又は除却を行う場合は、耐震改修工事費相当分

2 補助金の額は、耐震改修に要する費用の合計額に3分の2を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の前に大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 耐震診断を義務付けられていることが確認できる書類の写し

(2) 耐震診断結果表(現状及び耐震改修後のIs値等が確認できるもの)

(3) 耐震改修計画の判断等の内容を証する書類の写し又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認済証の写し

(4) 現況写真(補助対象建築物、周囲の状況がわかるもの)

(5) 附近見取図

(6) 現況配置図及び現況平面図(補助対象建築物について、建築確認年月日、面積及び補助対象部分を明示すること)

(7) 建築物の高さと緊急輸送道路からの距離の関係及び道路幅員が確認できる図面(立面図、断面図等)

(8) 昭和56年6月1日以降の増改築の状況を証する書類

(9) 当該建築物の所有者であることを証する書面(登記事項証明書等)

(10) 当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面(申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類及び耐震診断の実施に係る総会の議決書並びに管理規約の写し等)

(11) 事業費の根拠となる書類(見積書、積算書等)

(12) 市税等の滞納がない旨を証明する書類

(13) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を調査し、補助金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内において、速やかに補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行い、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修

等事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとする場合においては、その交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付申請取下届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業内容の変更）

第9条 申請者は、補助対象事業の内容を変更する場合には、速やかに大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助金の額の算定に関わる変更以外のものをいう。）についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付変更申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の変更の決定を行い、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止する場合には、あらかじめ大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助事業中止承認申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに事業の中止の承認を行い、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業中止承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の完了期日の変更）

第11条 申請者は、補助事業が交付決定に付された期日までに完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業完了期日変更報告書（様式第8号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行等)

第12条 申請者は、この要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途に使用してはならない。

(完了実績報告)

第13条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して10日以内、又は、その補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業完了実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、書類の内容を審査し、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金額確定通知書(様式第10号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 申請者は、前条に掲げる通知を受理した場合は、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の他の用途に使用したとき
 - (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき
 - (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - (4) 交付決定の前に、事業に着手したとき
 - (5) この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示に違反したとき
- き
- (6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
 - (7) 補助事業の遂行ができないとき

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、補助金返還命令書（様式第13号）により期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命じるものとする。

2 市長は、申請者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第18条 申請者は、補助金の交付を受けた補助事業の実施状況等を明らかにした書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助対象費用の例外）

第19条 申請者が当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費

に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規

定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法

（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合

計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を控除する者である場合は、

補助事業に係る消費税等相当額は、補助対象費用に含めることができない。

2 補助対象費用に消費税相当額を含めている場合において、この要領に基づく耐震診断補助金の交付を受けたものは、当該耐震診断補助金に係る消費税仕入控除税額等の有無について、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業に係る消費税仕入控除税額等報告書（様式第14号）により、第7条の規定による通知を受けた年の翌年の6月30日までに

報告しなければならない。

(指導、監督)

第20条 市長は、事業の適正な執行を確保するため、補助事業者及び耐震診断を実施している診断者に対し、必要な指示を行い又は報告の提出を求めることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

年度大田市要安全確認計画記載
建築物耐震改修等事業費補助金交付申請書

大田市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話

年度大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業について補助金の交付を受けたいので、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 建築物の名称
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の完了予定期日 年 月 日
- 4 交付申請額 円
- 5 交付申請額の算出方法等 別紙1のとおり
- 6 補助対象建築物の概要等 別紙2のとおり
- 7 添付書類 第三者判定機関の耐震診断結果の判定等（写）
第三者判定機関の耐震改修計画の判定等（写）

（手続きを代理者に委任する場合には、委任状を添付してください。）

別紙 1

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

(単位：円)

項目	事業費	補助基本額 (A)	交付申請額 (B = A × 2/3)	交付申請額 (C)
耐震改修費				

(注1) 事業費欄は、耐震改修に要する費用を記載すること

(注2) 補助基本額は、2 (オ) 欄の金額を記載すること。

(注3) 変更申請の場合には、変更前の記載内容を上段 () 書きすること。

(注4) 交付申請額は千円未満を切り捨てること。

2 補助対象事業費の算出方法

耐震改修に要する費用 (ア)		円
補助対象床面積 (イ)		m ²
面積限度額単価 (ウ)	住宅 (マンションを除く) 34,100円/m ² マンション 50,200円/m ² 建築物 51,200円/m ²	
対象限度額 (エ) (エ) = (イ) × (ウ)		円
補助基本額 (オ)	(ア) 又は (エ) の少ない額	円

3 添付書類

- (1) 事業費欄の根拠となる書類 (2者以上の見積書、積算書等)
- (2) その他市長が必要と認める書類

別紙 2

1 補助対象建築物の概要

建築物の名称			
所在地	〒		
延べ面積	m ²	対象床面積	m ²
建築面積	m ²	階数	地上階 地下階
構造	造 一部 造		
主要用途			
建築確認	新築 第 年 月 日 号	増改築 第 年 月 日 号	
検査済証	新築 第 年 月 日 号	増改築 第 年 月 日 号	

2 添付書類

- (1) 現況写真（補助対象建築物、周囲の状況がわかるもの）
- (2) 附近見取図
- (3) 現況配置図及び現況平面図（補助対象建築物について、建築確認年月日、面積及び補助対象部分を明示すること）
- (4) 建築物の高さと緊急輸送道路からの距離の関係及び道路幅員が確認できる図面（現況立面図、現況断面図）
- (5) 補助対象部分が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたことを証する書類
- (6) 昭和56年6月1日以降の増改築の状況を証する書類
- (7) 当該建築物の所有者であることを証する書面（登記事項証明書等）
- (8) 当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面（申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類及び耐震改修の実施に係る総会の議決書並びに管理規約の写し等）
- (9) 事業費の根拠となる書類（見積書、積算書等）
- (10) 市税等の滞納がない旨を証明する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

年度大田市要安全確認計画記載
建築物耐震改修等事業費補助金交付決定通知書

（住 所）
（氏 名） 様

大田市長 ㊟

年 月 日付で交付申請のありました標記の補助金について、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第7条の規定により、交付することと決定したので通知します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 対象建築物
 - （1）建築物の名称
 - （2）建築物の所在地
 - （3）この補助金の対象となる事業及び内容は、年 月 日付けの交付申請書記載のとおりとします。
- 3 補助事業の完了期日 年 月 日
- 4 交付条件
 - （1）補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合には、速やかに補助金交付変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。
 - （2）補助事業者は、補助事業を中止する場合には、あらかじめ補助事業中止承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。
 - （3）補助事業者は、補助事業が交付決定に付された期日までに完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに補助事業完了期日変更報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
 - （4）補助事業者は、補助金の交付を受けた補助対象事業等の実施状況等を明らかにした書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

年度大田市要安全確認計画記載
建築物耐震改修等事業費補助金交付申請取下届

大田市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付決定通知書を受けた標記
事業の補助金について、下記のとおり不服があるので、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第8条の規定により、申請を取り下げます。

記

- 1 対象建築物
(1) 建築物の名称
(2) 建築物の所在地
- 2 補助内示金額 円
- 3 補助金交付申請年月日 年 月 日
- 4 不服のある交付の決定内容又は決定に付された条件及びその理由
- 5 添付書類 年度大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業
補助金交付決定通知書

年度大田市要安全確認計画記載
建築物耐震改修事業費補助金交付変更申請書

大田市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付決定通知書を受けた標記事業の補助金について変更交付を受けたいので、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 建築物の名称
- 2 変更を必要とする理由と変更の概要
- 3 補助事業の完了予定期日 年 月 日
- 4 補助金交付申請変更額
交付決定額 円
交付変更申請額 円
差額増(△)減額 円
- 5 添付書類（変更後の見積書）

(注) 交付変更申請書の算出方法等は、補助金交付申請書の様式を準用する。
なお、添付図面等は変更に係る部分のみを添付し、変更後の図面に変更前の内容を朱書きで明記すること。

年度大田市要安全確認計画記載
建築物耐震改修等事業費補助金交付決定変更通知書

（住 所）
（氏 名） 様

大田市長 ㊟

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付決定通知した標記事業の補助金の額について、当該決定変更の内容を大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 補助金交付決定変更額

交付決定額	円
変更交付決定額	円
差額増(△)減額	円

2 交付決定の内容

(1) 建築物の名称

(2) 建築物の所在地

(3) この補助金の内容変更は、年 月 日付けの交付変更申請書記載のとおりとします。

3 補助事業の完了期日

年 月 日

年度大田市要安全確認計画記載
建築物耐震改修等事業中止承認申請書

大田市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付決定通知書を受けた標記事業について、当該事業を中止したいので、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 交付決定額 円
- 2 中止を必要とする理由
- 3 添付書類 年度大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付決定通知書

年度大田市要安全確認計画記載
建築物耐震改修等事業中止承認通知書

（住 所）
（氏 名） 様

大田市長 ㊟

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付決定通知した標記事業に
関し、年 月 日付けで提出された事業中止承認申請については、大田市
要安全確認計画記載建築物耐震改修事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、
次のとおり承認したので通知します。

- 1 中止承認の内容
 - (1) 建築物の名称
 - (2) 建築物の所在地
 - (3) 年 月 日付けの事業中止承認申請記載のとおり

年度大田市要安全確認計画記載 建築物耐震改修等事業完了期日変更報告書

大田市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付決定通知書を受けた標記事業について、同通知に付された完了期日には、次の理由により事業の完了が困難となったので、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第11条の規定により、報告します。

- 1 建築物の名称
- 2 交付決定通知に付された完了期日 年 月 日
- 3 変更すべき事業の完了予定期日 年 月 日
- 4 変更の事由
- 5 事業実施状況表 (表1のとおり)
- 6 工程表

別表

項 目	事業費	契約済 事業費	契 約 年月日	契約工期	出来高 (%)	備 考
計						

(注1) 進捗状況を把握できる資料を添付すること。

年度大田市要安全確認計画記載
建築物耐震改修等事業完了実績報告書

大田市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付決定通知書を受けた標記
事業が完了したので、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要
綱第13条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 建築物の名称

2 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額	円
交付金清算額	円

3 補助事業の実施期間

自	年	月	日
至	年	月	日

4 添付書類

- (1)関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）
- (2)耐震診断結果報告書
- (3)建築物耐震性能判定等結果通知書
- (4)契約書の写し
- (5)その他参考となる資料

年度大田市要安全確認計画記載
建築物耐震改修等事業費補助金額確定通知書

(住 所)
(氏 名) 様

大田市長 ㊟

年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付の決定をした標記事業の補助金については、先に提出された完了実績報告書を審査の結果、次のとおり確定したので、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

1 確定補助金額	円
2 交付決定補助金額	円
3 交付済補助金額	円
4 返還すべき金額	円

年度大田市要安全確認計画記載
建築物耐震改修等事業費補助金交付請求書

大田市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話

大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

金額 円
ただし、 年 月 日 第 号に基づく補助金

振込先金融機関	金融機関名	銀行	支店
	口座番号	普通 ・ 当座	
	フリガナ		
	口座名義人		

年度大田市要安全確認計画記載
建築物耐震改修等事業費補助金交付決定取消通知書

（住 所）
（氏 名） 様

大田市長 ㊟

年 月 日付け指令建第 号により通知した大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付決定を次のとおり取り消したので、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

1 補助事業の目的及び内容
大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業

2 補助対象建築物
（1）建築物の名称
（2）建築物の所在地

3 交付金の交付決定額
補助金の交付決定額 円
補助金の取消額 円
取消後の交付決定額 円

4 取消の理由

大田市要安全確認計画記載
建築物耐震改修等事業費補助金返還命令書

(住 所)
(氏 名) 様

大田市長 印

大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業に係る補助金について、大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定によりその返還を命ずる。

1 補助事業の目的及び内容

大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業

2 補助対象建築物

- (1) 建築物の名称
(2) 建築物の所在地

3 返還すべき金額

補助金の交付決定額	円	(年	月	日通知)
補助金の既交付額	円	(年	月	日交付)
補助金の交付確定額	円	(年	月	日通知)
返還すべき金額	円				

4 返還期限 年 月 日

5 返還を命ずる理由

6 返還方法

(注意事項)

市長が定める納付期限までに納付しなかったときは、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額につき政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する割合で計算した延滞支払いを請求するものとする。

年度大田市要安全確認計画記載建築物
耐震改修等事業に係る消費税仕入控除税額等報告書

大田市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話

大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第19条第2項の規定により消費税仕入控除税額等を報告します。

1 補助金の区分
耐震改修費

2 補助対象建築物
(1) 建築物の名称
(2) 建築物の所在地

3 補助事業に要した費用等
補助事業に要した費用 円
補助金の交付決定額 円（ 年 月 日通知）

4 補助事業に要する費用に消費税相当額を含めた理由
(1) 消費税法における納税義務者ではない。
(2) 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
(3) 簡易課税事業者である。
※いずれかを選択すること

(添付書類)

- (1) 補助事業に要する費用に消費税相当額を含めた理由が、消費税法における納税義務者ではない場合又は消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない場合
- ・補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し
※税務署の収受印等のあるもの
 - ・損益計算書等、売上高を確認できる書類
- (2) 補助事業に要する費用に消費税相当額を含めた理由が、簡易課税事業者である場合
- ・補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し
※税務署の収受印等のあるもの